

大阪薬科大学利益相反ポリシー

大阪薬科大学（以下「本学」という。）は、薬学の幅広い分野における教育研究を推進し、優れた人材を輩出するとともに数多くの研究成果を創出し、広く社会に貢献してきた。産学官連携は研究成果を直接的に社会に還元する有効な手段であり、本学は産学官連携を積極的に推進している。

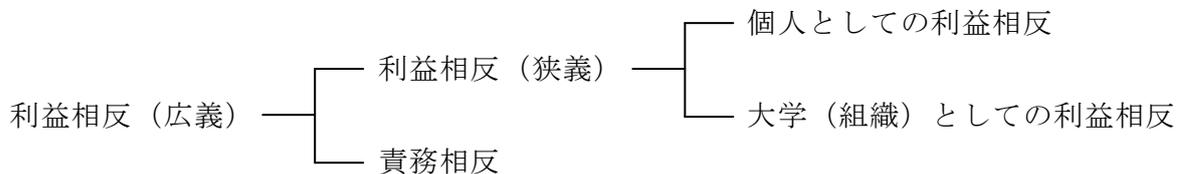
産学官連携活動を進める上で、大学や職員等が連携先の企業等から正当な利益を得る、又は企業等に対し必要な範囲での責務を負うことは妥当なことである。しかし、連携先との経済的な利益関係等によって、大学本来の使命である教育研究に対する責務や大学における職務遂行に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれることがあってはならない。

本学は、利益相反に対する適切なマネジメントを行うことにより、大学の社会的信頼を確保するとともに職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備することを目的に、利益相反に対する本学の基本的な考え方を大阪薬科大学利益相反ポリシー（以下「本ポリシー」という。）として定め、産学官連携を通じた研究成果の社会還元を促進する。

1. 利益相反の定義

本ポリシーにおいて、利益相反を次のとおり定義し、マネジメントの対象とする。

<利益相反の概念図>



(1) 利益相反（広義）

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

(2) 利益相反（狭義）

職員等又は大学が産学官連携活動にともなって得る利益と、教育・研究という大学における責任が衝突又は相反している状態であり、「個人としての利益相反」と「大学（組織）としての利益相反」からなる。

(3) 個人としての利益相反

職員等個人が得る利益と職員等個人の大学における責任が衝突又は相反している状態をいう。

(4) 大学（組織）としての利益相反

大学が組織として得る利益と大学の社会的責任が衝突又は相反している状態をいう。

(5) 責務相反

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行責任と企業に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

2. 基本方針

- (1) 本学は、社会貢献という大学の使命に鑑み、職員等の産学官連携活動を積極的に推進する。
- (2) 本学は、産学官連携活動の過程で生じうる利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、適切な利益相反マネジメントを行う。
- (3) 本学は、職員等からの申告に基づき、第三者が利益相反の疑念を抱くおそれのあるものについては、適切な助言及び指導等により、その解消を図る。
- (4) 本学における利益相反マネジメントは、職員等の産学官連携活動を制限するものではなく、職員等の自主性を最大限に尊重するとともに、本学の社会的信頼の確保と職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するためのものである。

3. 対象者

本ポリシーの対象者である職員等とは、本学に勤務する職員及び利益相反管理委員会が指定する者とする。

4. 判断基準

産学官連携活動の過程で生じ得る利益相反の状態が、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱し、大学の教育・研究活動の公正さに疑念を生じさせるか否かを基本的な判断基準とする。

5. マネジメント体制

本学は、利益相反マネジメントに関する具体的な事項を規定するため、利益相反マネジメント規程を定めるとともに、利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議等を行うため、利益相反管理委員会を設置する。

6. 情報開示

本学は、利益相反に関する情報を個人情報保護に配慮しつつ必要な範囲で公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

7. その他

このポリシーは、平成 28 年 3 月 7 日から適用する。(平成 28 年 3 月 7 日 学長承認)